

吉野川市農業委員会総会議事録  
(令和6年3月)

1. 開催日時 令和6年3月25日(月)  
午後1時30分から午後2時35分まで

2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 19人

会長	3番	真相 広也
会長職務代理者	6番	山口 博史
副会長	13番	近藤 清夫
	15番	松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 0人

5. 農地利用最適化推進委員 (出席委員 14人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

欠席委員 3人 (吉田 健 楮山富行 天野宣正)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第8号 農地利用集積計画の決定について
- 第5 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
- 第6 報告事項(2)農地改良届について

## 第7 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
主査	森本佑治

### 8. 議事進行

- 事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和6年3月吉野川市農業委員会総会を開会致します。  
本日は、農業委員全員が出席していただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。  
また、農地利用最適化推進委員14名にも出席いただいております。  
それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。
- 会 長 (会長挨拶)
- 議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。  
(異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、16番、阿部委員、17番、江本委員に、議事録署名をお願い致します。  
本日の定例会に出ております議案は、  
議第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第8号 農地利用集積計画の決定について  
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2)農地改良届について  
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について  
でございます。
- 議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。  
なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしく  
お願い致します。

議 長 それでは、議第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第6号1番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料1項をご覧ください。1番でございます。2筆ございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は鴨島町上浦字梅市で、地目は台帳が田、現況が畑、合計面積は554㎡です。譲渡人は高齢で耕作ができず、隣地で耕作している譲受人が申請地を管理していました。この度、両者の間で売買の話がまとまり申請に至ったとのことです。

申請地取得後は自家消費用の人参、白菜、大根等を作付けすることです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、4番、久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、久保です。今回の申請は、譲渡人はご高齢で、現在も譲受人が申請地の管理を行っていました。譲渡人は、以前から譲受人に農地を譲りたいと考えており、この度売買の話がまとまり申請に至りました。譲受人は、現在も隣の自分の畑で人参や白菜、大根などを作付けしております。問題はないと思われれます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第6号1番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第6号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第6号2番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料2  
です。

申請地の所在は鴨島町牛島字西桑上で、地目は台帳が田、現況が畑、合計面積は2,410㎡です。譲渡人は県外在住であり、利用権設定により長年耕作をしてもらっていた譲受人に申請地を贈与する話がまとまり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地取得後は、これまで同様に米を作付けするとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、山口です。現地確認と聞き取り調査を致しましたところ、ただいま、事務局から説明があったとおりでございます。譲渡人は県外在住で、高齢でもありこちらに帰ることもできず、また、ご家族の方もこちらに帰ってきて農業をするという計画はございませんので、長年耕作をもらっている譲受人に贈与するという話がまとまったものです。譲受人は、米と白ネギ、玉ネギと専業農家で頑張っておられますので何も問題がありません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第6号2番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第6号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第6号3番の贈与による所有権移転及び7番、8番、9番の売買による所有権移転を一括して審議いたします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。3筆でございます。位置図については、資料3  
です。

申請地の所在は鴨島町牛島字西外及び鴨島町牛島字辻裏で、地目は台帳が畑及び田、現況は全て畑で、合計面積は1,482㎡です。

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、市外在住で耕作できず

管理に苦慮し、親戚にあたる譲受人に贈与することになったとのことです。申請地には既に柿やミカンの木があり、取得後はそれらの管理を引き続きしていく予定です。

続きまして7番でございます。6筆でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は鴨島町飯尾字唐戸で、地目は台帳が宅地のものが1筆ありますが、現況地目は全筆、田です。合計面積は3,450.66㎡です。

譲渡人2名は相続により農地を取得しており、どちらも県外在住で管理に苦慮している状況です。申請地の西側に住む譲受人に相談したところ、農地をまとめて売買する話となったそうです。譲受人は本人、妻、父の3名で、所有の軽トラックに加え、トラクター、耕運機を新規購入する予定で、知人から営農指導を受けつつ、家族で野菜を作付けする予定です。

続きまして8番でございます。2筆でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は鴨島町飯尾字唐戸で、地目は台帳が畑と宅地、現況は2筆とも田で、合計面積は402.57㎡です。

譲渡人は先ほどの7番と同一人で、管理に苦慮していた農地を申請地近くに住み農業を営んでいる譲受人に売買により譲り渡す申請内容となります。譲受人は取得後は申請地に露地野菜を作付けするとのことです。

続きまして9番でございます。2筆でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は鴨島町飯尾字宮ノ前で、地目は台帳が田、現況は畑、合計面積は3,711㎡です。

譲渡人は相続により農地を取得しており、今後も農業に従事する予定がないため、農地の処分を考えていたとのことです。譲受人に相談したところ、譲受人自らが取得することで話がまとまり、今回の申請に至ったようで、取得後は申請地に白菜やニンニクを作付けする予定です。

3番及び7番、8番、9番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番

8番、河野です。全ての案件とも申請内容につきましては、ただいま事務局の方から説明していただいたとおりです。少し補足をいたします。3番の農地につきましては、現地及びお宅を訪問し譲受人と面談しお話を伺ってきました。譲渡人、譲受人はご兄弟で、元

8 番

々この土地も譲受人の実家の農地であったようでございます。譲渡人が市外に移られた関係から管理も難しく、譲受人に贈与し管理することとなったようです。取得後は牧草、果樹等の作付けを予定されているとのことでした。特に問題はないかと思えます。

続いて7番ですが、この農地につきましては、これまで近隣の農家の方が預かってお米を耕作しておりましたが、高齢となり耕作が難しくなり譲渡人に返されたということでございます。譲渡人は県外在住で管理が難しいため以前から購入者を探していたようでございます。この度、隣接地の方とお話がまとまり売買することとなったようでございます。共有名義として購入されることにつきましては、税金の対策だとお伺いしております。

続いて3頁の8番ですが、これにつきましても同じ所有者の方で、内容については先ほどと同様でございます。譲受人もこの農地の隣接地にお住まいをされておまして、取得後は野菜を耕作する予定となっております。7番、8番とも特に問題はないかと思われます。

続きまして9番の農地につきましては譲渡人は以前から購入者を探していたようで、地元の推進委員さんに相談があったそうです。なかなか取得者が見つからず、この度推進委員さん自ら取得されるということで引き続き耕作をされる予定でございます。特にこの件も問題はないかと思えます。

以上4件、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第6号3番の贈与による所有権移転、及び7番、8番、9番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号3番及び7番、8番、9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第6号3番及び7番、8番、9番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長

続きまして、議第6号4番及び5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書戻りまして2頁になります。4番でございます。位置図については、資料4です。

申請地の所在は鴨島町内原字前場で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は380㎡です。申請地は、譲受人宅南側に隣接しており、譲

渡人より譲渡の申し出があり、この度、売買の話がまとまったようです。譲受人は農地を所有していませんが、妻の実家が農家で夫婦ともに農作業の経験があるとのことで、申請地取得後は、自家用の野菜や芋類を作付けする予定です。

事務局 続きますして5番でございます。2筆でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は鴨島町中島字豊郷で、地目は台帳が畑、現況が田で、合計面積は664㎡です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、会社員で農業に従事したこともなく、また今後も農業をする予定もないため、草刈り等の管理をしてくれていた譲受人に売買により譲り渡すことで話がまとまったそうです。譲受人は取得後、水稻を作付けする予定とのことです。

4番、5番とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

1番 1番、大塚です。4番については譲受人の居宅の地続きで自家野菜を作るということで何ら問題ないと思います。5番についても申請地は譲受人宅の近くで、専業農家ということで農業の継続、農地の耕作についても何ら問題はないと思われれます。よろしくご審議の程、お願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第6号4番及び5番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号4番及び5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第6号4番及び5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きますして、議第6号6番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

6番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は鴨島町山路字山ノ南で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は112㎡です。譲受人は、自宅西側に隣接する申請地を以前から借りており、そこで芋類を作付けしています。この度、譲渡人から農地を譲りたい旨の申し出があり、譲受人が応じることとなり今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、申請地取得後もこれまで同様に芋類を作付けするとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番

11番、原田でございます。内容につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。隣接する農地ということで以前から貸借があり、今回売買の話がまとまったそうでは問題ないと考えておりますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第6号6番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第6号6番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第6号10番の贈与による所有権移転及び11番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3頁になります。10番でございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は鴨島町西麻植字中筋で、地目は台帳、現況とも田、面積は86㎡です。譲渡人と譲受人は親子であり、今回の申請は親から子への農地の生前贈与ということになります。以前から、申請地も含め譲受人が農地の管理をしており、取得後も同様に米作りを続けていくそうです。

事務局

続きまして11番でございます。2筆ございます。位置図については、資料10です。

申請地の所在は川島町栗村字神後で、地目は台帳が田、現況が畑、合計面積は540㎡です。譲渡人は高齢のため耕作や管理をすることが困難になり、農地を手放したいと考えていたそうで、隣接地で耕作しており、申請地の草刈り等も行って来ていた譲受人に相談したところ、売買の話がまとまったとのこと。取得後は野菜を作付けする予定です。

10番、11番とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

16番

16番、阿部でございます。現地調査の結果と補足説明をさせていただきます。10番につきましては、従前より譲受人が耕作されていたということで売買による所有権移転については何ら問題がないと思います。11番につきましては従前より耕作をやめており、申請地については耕作放棄地となっております。譲受人は今までも譲渡人が耕作放棄していた農地を買い取り耕作を再開した実績もありますので問題はないと思われれます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第6号10番の贈与による所有権移転、及び11番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号10番及び11番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第6号10番及び11番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第6号12番及び13番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3頁一番下から4頁にかけてになります。12番でございます。2筆ございます。位置図については、資料11です。

申請地の所在は川島町宮島字南中須で、地目は台帳、現況とも田、合計面積は2,278㎡です。申請地は長年、利用権設定により耕作されてきましたが、一昨年、耕作者の高齢が理由で設定が解除となり、その後は管理に苦慮している状態でした。そんな折に、農地を探していた譲受人と知り合い、売買の話がまとまり今回の申請に至ったとのことです。譲受人は取得農地ではブロッコリーやニンニクを作付けする予定です。

事務局

続きまして13番でございます。4筆でございます。位置図については、資料12です。

申請地の所在は川島町栗村字風呂谷で、地目は台帳、現況とも畑、合計面積は2,309.85㎡です。譲渡人は申請地を相続で取得しましたが、会社員であり農業に従事したこともなく、今後もする予定がないので、農地を処分することを考えていました。申請地近くで耕作している譲受人に相談したところ、売買の話がまとまり今回の申請に至ったそうです。譲受人は申請地に白菜、大根等を作付けする予定です。

12番、13番とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、15番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

15番

15番、松本です。少し、補足説明をさせていただきます。12番についてですが、譲渡人は農業の経験もなく、申請地は休耕しております。譲受人が買い取り、ブロッコリーなどの野菜を作付けするという事で農地の保全の面でも何の問題もないと思います。続きまして13番、譲渡人は会社員で農業はしておりません。今回の申請地は里山でございまして耕作放棄地となり竹林化しており、取得後に伐採、抜根した後に果樹と野菜を栽培するという事でございます。両方とも農地の集積、集約、農地の保全についても何の問題もないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第6号12番及び13番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号12番及び13番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第6号12番及び13番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第6号14番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 14番でございます。位置図については、資料13です。  
申請地の所在は川島町学字王子で、地目は台帳、現況とも畑、面積は291㎡です。申請地では利用権設定により譲受人が長年、果樹を栽培しています。譲渡人は、今後自ら耕作する予定もないため、農地を譲りたい旨の話を譲受人に持ちかけたところ、話がまとまり申請に至ったそうです。譲受人は、農地取得後、これまでと同様に果樹を栽培するそうです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。内容については、事務局の説明のとおりです。何も問題ないと思いますので、みなさまのご審議、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第6号14番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号14番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第6号14番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第6号15番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 15番でございます。位置図については、資料14です。  
申請地の所在は山川町建石で、地目は台帳、現況とも田、面積は356㎡です。譲渡人は高齢で農地の管理に困っており、申請地の

東隣で耕作をしている譲受人に相談したところ売買の話がまとまったとのこと。譲受人は現在借入地において水稻を作付けしており、申請地においても同様に米を作る予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 　14番、原です。この物件は、譲受人宅の隣に位置しまして、西側は川田川に面しております。荒廃していたこともありますが、譲受人が管理すれば周囲に迷惑もかからないと思われれます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第6号15番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号15番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第6号15番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、1番の贈与による宅地の拡張のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　それでは議案書5頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料15です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字杉尾、地目は、台帳、現況共に田、面積は545㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

申請地は、譲受人宅に隣接している農地で、居宅建築工事のために一部が転用許可なく埋め立てられ、その後駐車場としてそのまま利用されてきました。この度、高齢で農地の管理が困難になった譲渡人から、家族と来客の駐車スペースを含む庭の敷地として申請地の贈与を受けることになりました。始末書の提出があります。

(始末書)

申請内容は、家族の車3台に加え、来客用の駐車スペース2台分を確保し、回転場を設け、その他の部分には庭として樹木を植えるとのことです。

計画概要は、自己資金55万円により、表土を20cm取り除いた上に50cm土砂を入れ、碎石を10cm敷き仕上げるとのことです。境界はコンクリート擁壁等があり、給排水はなく、雨水は地下浸透させる計画で、周辺への影響は現状と変わらないと思われま

す。その他関係書類は添付されておりますので、ご審議の程よろしく

お願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 　6番、山口です。補足説明をさせていただきます。詳細につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。譲渡人はご夫婦で農業をしておりましたが、配偶者の方も亡くなり、ご自身も高齢のため営農は困難で、後継者もいません。所有している農地につきまして、多くは外の農家の方に貸して耕作してもらっている状態です。申請農地につきましては、農地の状態も悪く面積も小さいために借り手もなく遊休農地となっております。隣に住む譲受人が、来客用駐車スペースを含む庭として購入することで話がまとまったものでございます。周辺農地への影響につきましても支障ないので問題ないかと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第7号1番の贈与による宅地の拡張のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第7号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第7号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、2番の売買による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　2番でございます。位置図については、資料16です。申請地の所在は、鴨島町麻植塚字麻植塚、地目は、台帳、現況共

に田、面積は910㎡でございます。農用地区分は、農用区域外農地の、第2種農地でございます。

譲受人は、化粧品販売等を行っている法人で、関連の保険会社と共同で申請地西側に店舗を構えています。店舗敷地内に8台、賃借により4台、併せて12台の駐車場を確保していますが、従業員の車14台と営業車2台の駐車スペースが必要で、加えて毎月100名以上の顧客が来店するため、来客用駐車場確保にも苦慮している状態です。また、美容イベントを月一回程度開催しておりますが、来場者及びスタッフも多く、イベント用車両なども含め、かなりの駐車スペースが必要となります。

申請地は現在荒廃しており、既に賃借している申請地南側の国道沿いの土地も含め、駐車場用地として譲り受けることとなったようです。

計画概要は、合計16台の駐車場に加え、イベント時のキッチンカーや予備の駐車スペースとして整備するもので、事業費は自己資金100万円を予定しております。

土地の造成については、併せて利用する南側の土地と高さを合わせるため最大で25cm程盛土し、再生砕石を入れ仕上げます。南側以外の三面は、境界線から50cm以上後退の上30度以下の法面とし、土砂の流出を防ぎます。

給排水はなく、雨水は地下浸透させるため、周辺への影響は現状と変わらないものと思われまます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きます、担当委員であります、2番、藤本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

2番 2番、藤本です。いま、事務局が報告したような状況でございます。事業が順調に進んで駐車場が不足しており、現在借りている駐車場用地に隣接する農地が遊休化していることで、協議の結果、駐車場用地として一緒に購入する話がまとまったようでございます。今後、まとめて駐車場として利用していきたいということですので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第7号2番の売買による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第7号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第7号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、3番の売買による宅地の拡張のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料17です。  
申請地は、川島町山田字中須賀で、地目は、台帳、現況共に田、面積は222㎡でございます。農用地区分は、農用区域外農地の、第2種農地でございます。  
申請地は、転用許可なく、北側に隣接する宅地に家屋を建築する工事の際に、工事車両や建築資材を置くために埋め立てられ、工事終了後もそのまま車両置場などに利用されてきました。この度、譲受人である法人が北側の宅地、家屋を社員宿舎及びその敷地として購入するに当たり、申請地についても同時に敷地として利用を希望し今回の申請になりました。なお、譲渡人から経緯に加え、今後このような事がないように気をつける旨を記した始末書が提出されています。  
計画では、申請地は、社員宿舎の敷地で主に駐車場及び回転場の一部として現状のまま利用される予定です。  
これまでも、実質的には宅地の一部として使われてきており、また、土地の境界には、既設コンクリート擁壁があるため、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。  
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。  
ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

16番 16番、阿部です。状況は事務局から説明があったとおりでございます。現地につきましては、コンクリートやアスファルトの舗装がなされているわけではなく、埋め立て後に碎石を敷いた状態で無理をすれば畑作に利用できないわけではありませんが、始末書のとおり、譲渡人が違法転用であると認めております。また、かなり前の話で、権利関係も複雑で転用自体に譲渡人が直接関わったかは不明ですが、諸事情ご理解いただきまして、よろしくご審議いただきたいと思ひます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第7号3番の売買による宅地の拡張のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第7号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第7号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、4番の使用貸借権設定による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料18です。  
申請地の所在は、山川町諏訪、地目は、台帳、現況、共に田、面積は95㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

本案件は、申請地の隣地に居住する子の駐車場用地として、母親の農地を使用貸借権を設定して提供することへの許可申請となっております。

計画では、自家用車2台用のカーポートを設置することになっており、工事費には自己資金170万円を充てます。

土地の造成については、既存擁壁に加え、南側と西側にコンクリート擁壁を新設した上で、40cmほど山土、碎石で盛土した後にコンクリート舗装します。取水はなく、排水は雨水のみで、集水枡を設けた上で地下浸透させる計画です。以上から、周辺への影響も現状と変わらないものと思われまます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましましては、許可やむを得ないと思われまます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

5番 5番、安部です。いま、事務局から説明があったとおりでございます。ただ、ちょっと困るのが、申請地隣りに6畝程の譲渡人の農地が残るんですけど、その管理をしっかりとってもらうよう念を押しておいた方がいいと思うので、また所有者の方に言うておきます。あとは問題ないと思ひます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、4番の使用貸借権設定による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第7号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第7号4番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、5番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料19です。  
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は924㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第3種農地でございます。  
譲渡人は、農地の管理に苦慮しており、太陽光発電施設用地を探していた譲受人に申請地を譲り渡すことになったようです。  
計画概要は、太陽光パネル168枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をQ. E N E S Tでんき株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金629万円を予定しています。  
土地の造成については、除草後に整地し、雑草管理として、防草シートを施工し、年2回除草作業も実施するとのこと。また、周囲に1.2m高のフェンスを設置します。土地の境界には、既存の擁壁があり、土砂等の流出はないものと考えられ、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われ。また、  
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われ。以上ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、9番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 9番、南園です。若干、補足説明をさせていただきます。申請地は進入路が行き止まりとなっている上に、非常に狭く、車の回転もできないということで長年耕作放棄地となっております。この度、譲受人である法人から話がありまして売買の契約ができたようでございます。この設備の高さが最大で3.2mということから、境界からフェンスを50cm後退させ、防草シートを敷くという条件で譲受人から近隣の耕作者及び地主に説明をいたしまして協議が整っております。問題はないかと思っておりますのでよろしくご審議願いたいと思っております。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、5番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第7号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第7号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第8号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は6頁から11頁になります。議第8号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和6年3月7日付け6吉農林第483号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定新規が25件51筆でございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、議第8号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第8号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第8号につきましては、承認されました。

議 長 次に、  
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2)農地改良届について  
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の12頁をご覧下さい。1番でございます。2筆でございます。位置図については、資料20です。

照会地の所在は、川島町栗村、地目は、台帳は畑及び田、現況は共に畑、合計面積は866㎡でございます。照会地の現地確認を行

った結果、既に山林化しており農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和6年2月22日付けで回答したものでございます。

○報告事項（2）農地改良届について、ご説明致します。

土地改良届につきましては、徳島県農地関係事務処理要領第15の規定により土地の所有者等が農地に客土等の改良行為を実施する場合は、事前に農業委員会に届出しなければならないこととなっております。

議案書の13頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料21です。

届出地の所在は、鴨島町上下島字片センダン、地目は、台帳が田、現況が畑、面積は460㎡でございます。

届出内容は、西側及び南側にL型擁壁を設置した上で、元の高さまで埋め戻し、玉ねぎの作付けと柿やミカンの木を植えるそうです。

本件は、令和6年3月6日付けで届出が提出され、同日、これを受理いたしましたのでご報告致します。

○報告事項（3）農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の14頁、15頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、利用権設定の賃貸借権の合意解約が2件8筆、使用貸借権の合意解約が6件10筆、でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項（1）から（3）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

○農地等の利用の最適化の推進に関する目標について

○事務局職員の人事異動内示について

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会

（終了時刻 午後2時35分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記